

## 平成30年第2回定例会（12月議会）

### 予算及び付託議案審査関係資料

平成30年12月3日

企 画 振 興 部

#### 【議案関係】

市町村課 「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する  
条例の一部を改正する条例案」について（議案第203号）・・・1

# 「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第203号)

市町村課

## 1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、県議会議員の選挙の一部無効による再選挙の選挙運動において候補者が無料で作成することができるビラの枚数を定める必要がある。

## 2 改正内容

県議会議員の選挙の一部無効による再選挙の選挙運動において候補者が無料で作成することができるビラの枚数は、公職選挙法施行令第132条の5第1項に定める枚数を上限とすることとする。(第5条関係)

### <上限枚数>

再選挙が行われる区域が市の場合 6,500枚

再選挙が行われる区域が町村の場合 1,800枚

### <例>

A市、B市、C町をあわせてひとつの選挙区とする県議会議員の選挙において、A市における選挙が無効となった場合、A市において行う再選挙でのビラの頒布枚数の上限は、6,500枚となる。

## 3 施行期日

この条例は、平成31年3月1日から施行することとする。

秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第五条 候補者は、第七条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に知事の選挙においては法第四百二十二条第一項第三号のビラ、県議会議員の選挙においては同項第四号のビラ（以下これらを「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が知事の選挙においては同項第三号に定める枚数、県議会議員の選挙においては同項第四号に定める枚数を超える場合には、それぞれに定める枚数（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三百三十二條の四第一項又は第三百三十二條の五第一項に規定する場合には、これらの規定に定める枚数。以下同じ。））を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第五条 候補者は、第七条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に知事の選挙においては法第四百二十二条第一項第三号のビラ、県議会議員の選挙においては同項第四号のビラ（以下これらを「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が知事の選挙においては同項第三号に定める枚数、県議会議員の選挙においては同項第四号に定める枚数を超える場合には、それぞれに定める枚数（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三百三十二條の四第一項に規定する場合には、同項に定める枚数。以下同じ。））を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p>